

会社法制の見直しに関する「中間試案」のレビュー ～その背景にも触れながら～

概要

前回に引き続いて、会社法制の見直しに関する「中間試案」の内容をレビューしていきます。《企業統治の在り方》は既に触れましたので、今回は、《親子会社に関する規律》等について見ていきます。

今回のテーマで、企業に重要な影響を与えそうな項目は、やはり**多重代表訴訟**でしょうか。子会社が不祥事等を起こした場合に、現行法制では、**親会社の株主は直接的に当該子会社の取締役等に対して責任追及**することができません。このような状況に対して、改善を求める声が挙がってきています。

本「中間試案」は、**来年(2013年)の通常国会で法案提出の予定ですが、時期、内容とも、まだまだ目が離せません。**

本文

《親子会社に関する規律》

★ 親会社株主の保護

多重代表訴訟(株式会社の親会社の株主が当該株式会社の取締役等の責任を追及する訴え)に関して、次の2案が併記されています。日弁連はA案を支持し、監査役協会はA案に一定の意義を認めていますが、経済界はB案を支持しています。

【A案】 多重代表訴訟を創設する。

【B案】 多重代表訴訟を創設しないが、以下の規律の導入等について検討する。

- ①取締役会は、子会社の取締役の職務執行の監督を行う旨明文化
- ②子会社の取締役等の責任によって会社に損害が生じた場合、会社が責任追及のための必要な措置をとらないときは、任務懈怠を推定
- ③、④省略

★ 子会社少数株主の保護

株式会社が、**親会社との利益相反取引によって不利益を受けた場合の当該親会社の責任**に関して、次の2案が併記されています。日弁連、東証はA案を支持し、経済界、監査役協会はB案を支持しています。

【A案】 取引がなかったと仮定した場合と比較して不利益を受けた場合、親会社はその不利益に相当する額を支払う義務を負う。

【B案】 明文規定は設けない。

★ キャッシュ・アウト

株式会社の**特別支配株主**(総株主の議決権の9/10以上を所有する者)は、当該株式

会社の全ての株主(特別支配株主及び当該株式会社を除く。)に対し、その有する株式の全部を特別支配株主に売り渡すことを請求できる。

★ 組織再編における株式買取請求権

株式買取請求権の撤回制限の潜脱防止のため買取口座を創設し、商事利率による遅延損害金の負担軽減のため価格決定前に、公正と認める額を支払うことができる。

★ 組織再編等の差止請求

組織再編一般(簡易組織再編を除く)における株主による差止請求の可否に関して、次の2案が併記されています。

【A案】組織再編が法令又は定款に違反する場合であって、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、差止請求のできる明文規定を設ける。

【B案】明文規定は設けない。

★ 会社分割等における債権者の保護

詐欺的な会社分割が行われた場合には、残存債権者は、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

《その他》

★ 金融商品取引法上の規制に違反した者による議決権行使の差止請求

★ 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由

★ その他